

## 水耕農家は、今こそ結束して行動を！(全国水耕みつば生産者振興会講演会から)

さる3月8日(土)は「みつばの日」でした。生産者から施設へみつばの無料提供など特色ある活動が地域毎に展開されました。皆様の所はいかががだったでしょうか。一昨年旗揚げした全国水耕みつば生産者振興会(会長吉川靖雄)は、この日JA海部南部(愛知県)会議室にて、総会ならびに講演会を開催され、70名の出席と大盛況でした。これは講演テーマが、今注目の農薬問題など時流の話題について焦点があてられていたことによるものと思います。皆様も興味のある話も多かったので今号はこれを紹介をさせていただきます。

トップバッターは「有機農法の風を吹かすな！」の演題で愛知県農業総合試験場園芸研究所長の菅原眞治氏。氏は、現在の有機農法礼賛一辺倒と言ってもいい社会のムード、それに対して水耕農法の社会における認識度の低さ、理解の希薄さは、自らが行動しなかった結果である。有機と対比してみるとそれが明

らかである。「今こそ農家は、結束をして、集団で活動を展開していかなば埋没かねない」と力説された。「有機が安全と言えますか！」「それに対して水耕はどうですか！」「販売ルートが展開しているような有機のキャンペーンなど水耕でやってきましたか！」「世の中、活動を展開したものが生き残っていく。そのためには、まず結束すること、行動すること」とたたみ掛ける迫力で、要は水耕農家しっかりしろよ！のエールでしたが、本当に自分達のことは自らが行動することによって解決していく姿勢が大事、他人まかせが主流の農家風土に決別する時代にきていると、参加者も感じられたようでした。

2番手は「みつばをめぐる最近の農薬情勢」と題して愛知県農業総合試験場病害虫部防除室長の成田悟氏。昨年の中国野菜の農薬問題などを受けて大幅改正となる農薬取締法では、使用者への罰則が取り入れられたように厳格化が骨子である。適法に今後求められてく

る。禁止農薬の使用は無論のこと、農薬の指定外使用(ある作物に認められているものを他作物に流用)は違法である。日本は法治国家であり、法を犯したものは罰せられるのは当然である。このような事から考えると、みつばの指定農薬は4種類であり、今後登録農薬拡大へ向けての取組が急務であると、現況の判り易い説明と今後の対応を示唆され、この種の生産者団体は、そういう意味でも機能すべきであり、加入者の拡大が求められると話されていました。

その後弊社村井社長「養液管理による健全栽培」、東海物産野村常務「みつばの省農薬栽培」と題して、農薬に頼らない栽培(耕種的防除法)についてビジネス現場からの事例紹介と、各種資材についての紹介が行われました。参加者数増加で、急遽会場変更するなど大変だったようですが、熱気あふれる大会で、自らが行動する！の一言が胸に残った一日となりました。(編集子)

